

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 転勤の引越費用

Q : 私は東京本社に勤務していましたが、この度、札幌支店に転勤になりました。

ところで、会社から、転勤に当たっての引越費用が支給されるのですが、この金額にも所得税がかかるのでしょうか。

A : 通常必要と認められる範囲内であれば、所得税は課税されません。

【解説】

給与所得者が、転任に伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるために支給される金品で、その旅行に通常必要であると認められる範囲内のものは、所得税の課税対象となりません。

所得税の課税対象とならないのは、旅行をした者に会社等から旅行に必要な運賃、宿泊費、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、旅行の目的、目的地、行路、期間の長短、宿泊の要否等から判断して、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てたと認められる範囲内の金品に限られます。

したがって、その旅行に通常必要であると認められる金額を超えて支給される部分の金額や旅行の実態の有無にかかわらず支給される金品、一部の職員のみを優遇するような場合には、給与等として課税されることとなります。

ご質問の場合、その引越費用が相当と認められる範囲内であれば、所得税は課税されません。

